

令和8年度「公益財団法人相山奨学会」奨学生の募集について

本校では、水橋出身の相山武夫氏の篤志によって創設された「相山奨学会」による奨学金制度を設けています。「高校奨学生」を希望される方は要項をお読みのうえ、下記により関係書類を提出してください。

1 奨学金の額および給付期間等

- (1) 奨学金は、年額12万円とし、1か年を2期に分けて交付する。
- (2) 給付期間は、4月1日から3月31日の1か年とする。
- (3) 奨学金交付の継続を希望する者は、1年毎に継続申請を行う必要がある。
- (4) この奨学金は給付型（返還不要）とする。

2 提出書類

- (1) 公益財団法人相山奨学会 高校奨学生願書
- (2) 両親の所得証明書（令和7年度分・最新のもの）の原本
- (3) 令和7年分源泉徴収票のコピー（最新のもの）又は確定申告書のコピー（自営業所得・雑収入等）

提出された書類はお返しいたしません。

3 提出期日

令和8年4月16日（木）

4 提出先

富山県立富山北部高等学校 公益財団法人相山奨学会係（郵送可）
〒931-8558 富山県富山市蓮町4-3-20

※ご不明の点があれば、お問い合わせください。

お問い合わせ先 076-437-7188（富山北部高校職員室）

（受付時間AM8時30分～PM5時00分 土日祝日・休日除く）